

千葉県労働委員会の



勝利救済命令勝ち取る！

ご支援いただいた多くの団体・個人の皆様に心から感謝申し上げます

左理事長による不当労働行為を断罪 謝罪し千歳会労組潰しは止め、真摯に向き合うよう求める

千葉県労働委員会は、千歳会労働組合の社会福祉法人千歳会による不当労働行為に対する救済申立に対し、7月27日付で救済命令を発出しました。

内容は左記のとおり、①19年秋闘要求に対し「要求根拠を示さなければ団交を受けない」等としていた法人の姿勢、②給与明細書に理事長名で職員と千歳会労組を分断する文書を封入したこと、③不当懲戒解雇処分撤回を求める団体交渉に、首都圏青年ユニオン連合会・竹田義弘

(実名、武田善城)書記長を引き入れ妨害させたこと、は不当労働行為であると断罪しました。そして、千葉県労働委員会から不当労働行為を行ったと断罪されたこと、再び不当労働行為を行わない旨を記した掲示物を、すべての施設に7日間貼り出すことを求める、ポストノーツス命令が出されました。今日時点で、ちとせ小町とケアハウス生谷に掲示されていることは確認しています。

この命令を受け、左理事長に
対し、千歳会労組に対し謝罪すること、そして今後は千歳会労組潰しは止め、真摯に向き合い職場改善と介護の充実・発展に向け議論を尽くすことを強く求めます。

今でも続く不当労働行為 異常な社労士とは手を切り正常化をはかれ

社会福祉法人千歳会は、首都圏青年ユニオン連合会と緊密に係る社労士と結託し、救済申立以降も異常なまでの不当労働行為を重ねています。

内山委員長に対する不当降格、秋本副委員長に対する不当な役職はく奪、団体交渉を交渉予定時間直前に一方的に流す等、悪質な不当労働行為が続いています。

今年6月には、東京都労働委員会で救済申立に伴い調査が開始されています。ここに出されたきた法人の答弁書・準備書面は、主張と思われる部分は根拠希薄な一方的主張と中傷が羅列され、それ以外は「I組合員は、漫然と千歳会労組に組合費を徴収されている被搾取者の立場にあるが、本人は納得しているのか」等の愚にもつかない質問を繰り返すものになっています。

何より許せないのは、千歳会労組を「反社会的勢力類似の団体」と規定し、パワハラ・不当労働行為を受けた組合員に対し「自らの子供に対し虐待行為を行い」等と事実無根の本来まったく関係ない名誉棄損、侮辱を行っていることです。

こうした事実無根の主張、徹底的な名誉棄損・侮辱、愚にもつかない質問の羅列という特異な特徴を持つ文書を作成し公表できる異常さを持ち合わせている人物はそう多くは存在せず、首都圏青年ユニオン連合会と緊密に係る社労士によるものと判断し間違いありません。

そして、この社労士に作成させた、自らの法人の職員がつくった労働組合と、日々働いている職員に対する誹謗中傷・侮辱が羅列されている文書に、自らの印を押し平然と公文書として提出してくる左理事長の認識・姿勢にも大いに問題があります。

命 令 書

申立人 千葉県千葉市花見川区幕張町5-417-222
幕張グリーンハイツ111号
千歳会労働組合
代表者 執行委員長 内山 美和子

被申立人 東京都中央区日本橋馬喰町2-4-5
日本橋高野ビル3F
社会福祉法人千歳会
代表者 理事長 左 敬真

上記当事者間の千労委令和元年(不)第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和3年7月12日に開催された第1674回公益委員会議において、会長公益委員船越豊、公益委員金原恭子、同村上典子、同石井慎一及び同沼田雅之が出席して合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 被申立人は、申立人が令和元年11月6日及び同月16日に申し入れた団体交渉に、速やかに、かつ、誠意をもって応じなければならない。
- 被申立人は、職員に対し、申立人と申立人に加入していない職員・被申立人とを対立させる内容の文書を配布することによって、申立人の運営に介入してはならない。
- 被申立人は、申立人との団体交渉において、申立人の同意なく申立人以外の労働組合(労働組合法に適合する労働組合に限らない。)の組合員を同席させ、同組合員に対応させることにより団体交渉の内泊な進行を阻害するなど、申立人に対して不誠実な対応をしてはならない。
- 被申立人は、縦60センチメートル、横80センチメートルの白紙の全面に下記内容を明記し、これを被申立人が運営する全ての施設の見やすい場所に、それぞれ7日間、本命令書受領の日から7日以内に掲示しなければならない。

この社労士は、宮城県労働委員会でも某社の社長と結託し、首都圏青年ユニオン連合会を利用して労働組合潰しを行い、不当労働行為の片棒を担いだと断罪された曰く付きの人物です。早急に手を切り、法人の正常化を求めます。